

障害者差別解消法について

法律の目的

障害者差別解消法は、国や市町村の行政機関や会社・お店などの民間事業者での「障がい」を理由とする差別をなくし、すべての人が障がいのあるなしに関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくる法律です。

※民間事業者とは、商業その他の事業を行う者です。

国の行政機関 関や地方公 共団体	禁 止	障がい者への 合理的配慮
民間事業者	禁 止	障がい者への 合理的配慮
	努力義務	

障がいのある人とは

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

社会的障壁とは

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものです。

① 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）

② 制度（利用しにくい制度）

③ 慣行（障がいのある方の存在を意識していない習慣、文化）

④ 観念（障がいのある人への偏見など）

障がいを理由とする差別とは
正当な理由もなく、障がいがあるということだけでサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を指します。

○ 不当な差別的取扱い

○ お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた

○ 窓口対応を拒否する、順番を遅くする、書面や資料を渡さない

合理的配慮の不提供

○ 視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げない

○ 聴覚障がいのある人に声だけで話す

○ 交通機関を利用したとき、どれに乗ったらいいのかわからないので職員に聞いたが、わかるように説明してくれなかった

○ 合理的配慮として好ましい例

○ 視覚障がいのある人に書類などの内容を読み上げながら説明する

○ 聴覚障がいのある人に筆談で対応する

○ 車いすに乗っている人が乗り物に乗る際に手助けをする

○ 車いすに乗っている人に高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置をわかりやすく配置する

合理的配慮とは

障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、実施に伴う負担が過重でないとい

きは、障がい者の権利利益を侵害することにならないよう、合理的配慮を提供することとされています。行政機関は、率先して取り組む主体として法的義務ですが、事業者は、障がい者との関係が分野ごとに様々であることから努力義務とされています。

意思の表明とは

意思の表明は、言語（手話を含む）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な手段（通訳を介するものを

含む）により意思が伝わること（障がい者の家族、支援者、介助者、法定代理人等、コミュニケーション）を支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む）です。

4月から相談窓口を役場健康福祉課に設置します

障がい者やその家族、関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談窓口を健康福祉課に設置します。

健康福祉課 福祉担当
TEL 内線 111・1113



 <p>障がい者のための国際シンボルマーク 障がい者が利用できる建物や施設であることを明確に表すためのマーク</p>	 <p>ほじょ犬マーク 身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマーク</p>
 <p>身体障がい者標識 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク</p>	 <p>オストメイトマーク 人口肛門・人口膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマーク</p>
 <p>聴覚障がい者標識 聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付している方が運転する車に表示するマーク</p>	 <p>ハート・プラスマーク 身体内部（心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能に障がいがある人）を表すマーク</p>
 <p>盲人のための国際シンボルマーク 視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられるマーク</p>	 <p>障がい者雇用支援マーク 障がい者の在宅障がい者就業支援、障がい者就業支援を認めた企業、団体に対して付与される認証マーク</p>
 <p>耳マーク 聞こえが不自由なことを表すマーク</p>	<p>これらのマークを見かけたり、提示されたりした場合にはご理解とご協力をお願いします。 ※ハート・プラスマークは役場健康福祉課にあります。ご希望の方はお申し出ください。</p>

障がい者に関するマーク
町で見かける障がい者に関するマークには、次のようなものがあります。
障がいの中には心臓や腎臓など、外見からはわかりにくい身体内部の機能障がいがある人も、内見では分からなくても、内部障がいの方が、電車内で優先席や障がい者用トイレなどを利用したとき、誤解され注意を受けることがあります。一人ひとりがマナーと思いやりを持って、暮らしやすい地域社会をつくりましょう。

閲覧・縦覧できる台帳等	固定資産税課税台帳（名寄帳）の閲覧 ※閲覧できるのは所有分のみ	土地価格等縦覧帳簿の縦覧 ※所有者、納税者の掲載はありません	家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 ※所有者、納税者の掲載はありません
閲覧・縦覧できる方	越生町に土地、家屋などの資産をお持ちの次の方 ①本人 ②本人と同居の家族 ③委任状を持った代理人	越生町へ固定資産税（土地）を納税している方	越生町へ固定資産税（家屋）を納税している方
持ち物	来庁した方の本人を確認できるもの（運転免許証、健康保険証など）		
閲覧・縦覧期間	4月1日(金)～ ※土曜日午後、日曜日、祝日を除く	4月1日(金)～5月31日(火) ※土曜日午後、日曜日、祝日を除く	
閲覧・縦覧時間	平日：午前8時30分～午後5時15分 土曜日：午前8時30分～正午		
手数料	5月31日(火)まで：無料 6月1日(水)以降：有料	無料	
写しの交付	5月31日(火)まで：無料 6月1日(水)以降：有料	写しの交付はできません	
閲覧場所	税務課窓口		

4月1日から
平成28年度の固定資産税の課税台帳等が閲覧・縦覧できます

平成28年度の評価証明も4月1日(金)から申請できます。

ご不明な点は問へお問い合わせください。 問 税務課 課税担当 TEL内線 134・135